都市計画法第５３条第１項許可申請における注意事項及び添付図書について

令和７年４月改訂

【連絡先】

〒520-8575　大津市御陵町３－１　大津市役所 都市計画課　　℡077－528－2770　Fax077－527－1028

【許可基準】（主なもの）

都市計画法第五十四条
- 階数が二階以下でかつ地階を有しないこと
- 主要構造部（建築基準法第二条第五号に定める主要構造部をいう）が、木造、鉄骨造、コンクリートブロック造、その他これらに類する構造であること

・特に問題がない場合、申請していただいてから交付までは**約１～２週間**かかります。
・処理が済み次第、申請用紙下部に記載されている連絡先に電話します。なお、予定期間を過ぎても連絡がない場合は、上記連絡先まで問い合わせ下さい。

【注意事項】

□申請図書は**２部**とすること
□申請用紙の大きさはＡ４サイズとすること（添付図書についてはこの限りではない）
□申請用紙には必ず連絡のとれる連絡先電話番号を記入すること

【添付図書】

	添付図書	注意事項チェック欄
1	申請用紙	□建築物の敷地の所在地および地番は住居表示ではなく、**地名地番を記載**すること □建築物の構造は、建築物の構造および階数を記載すること （例：木造　２階建て） □申請者ほか申請書の記載内容については、建築確認申請と同じにすること □増築（住宅の離れ等、建物は棟別で新築であるが敷地に対しての申請となるので増築となる）の場合は全体の建築面積、延床面積を（　）書きで追記すること
2	委任状	□代理人が申請書類を届出・受領・訂正する場合は必ず必要 ※特に決まった様式はありません
3	位置図	□1/2,500 程度で申請地の位置を**赤で明示**した図とすること ※住宅地図は不可(参考図としては可) □北の方角が上である図とすること
4	配置図	敷地内における建築物の位置を表示する図面 □縮尺（1／500）以上の図面であること □屋根の軒の出がある場合は**屋根の位置を明記**すること □**敷地周辺の状況を明記**すること （擁壁、側溝等の構造物、道路対面の道路境界線、電信柱、マンホールの位置等も記載のこと）**※裏面参照** □住宅が密集していたり、長屋を解体して建築する場合、交差点にある敷地の角（角地）から申請地までの距離を記入すること □申請用紙に記載された**面積等の数値を明記**すること ※現況測量図が現況の形態と異なる場合は受付できません
5	平面図	□縮尺（1／200）以上の建築物各階の平面図であること □申請用紙に記載された**面積等の数値を明記**すること □小屋裏物置等の使用がある場合は**存する階の床面積の 1／2 未満である計算式を明記**すること
6	断面図	□縮尺（1／200）以上の建築物断面図 2 面以上 ※立面図ではありません □小屋裏物置等の使用がある場合には**内法高さを明記**すること（高さ 1.4m 以下）
7	都市計画施設明示回答の写し （参考資料）	□都市計画施設の明示を既に申請され、交付を受けている土地については、できるだけ明示回答書及び申請用紙の表紙、図面の写しを添付してください。

都市計画法第53条第1項許可申請に関する現況平面図作成例

令和5年3月

①許可の判断をすることが困難又は不可能な図面

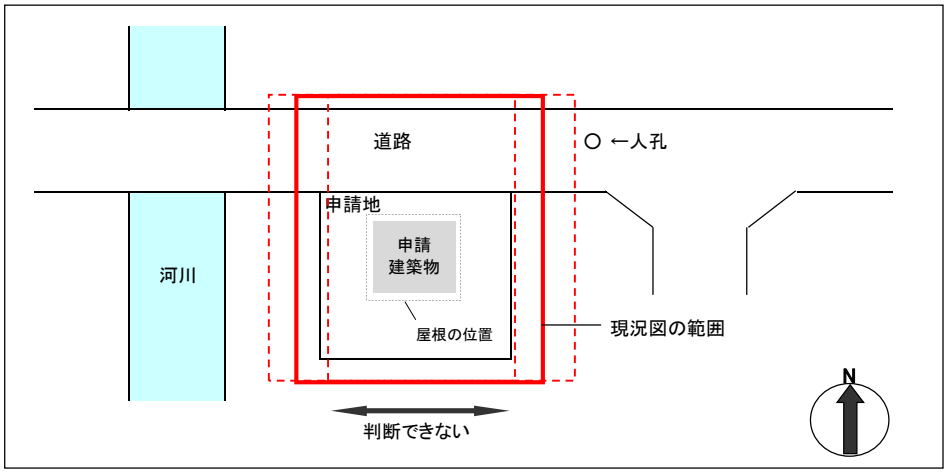

南北方向については、申請地の位置を前面道路により判断できるが、東西方向については、位置を判断できない。

②許可の判断をすることが可能と考えられる場合

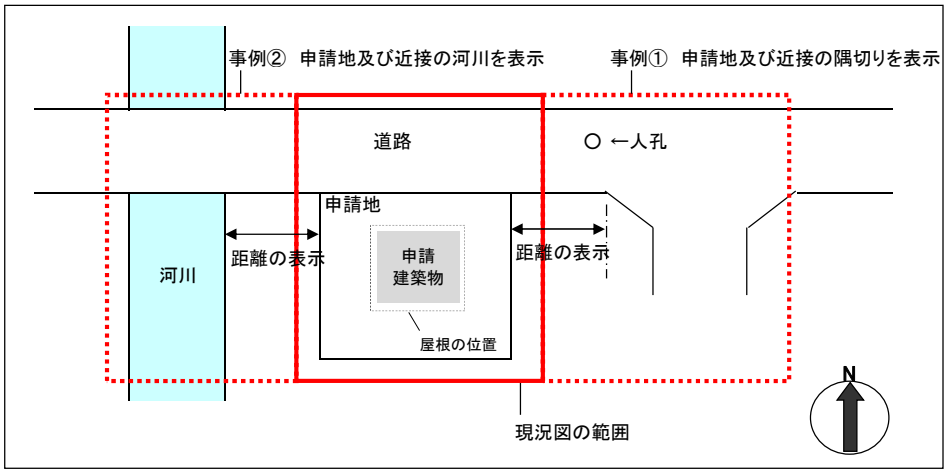

現況平面図に、申請地及び周辺の道路（道路線形、隅切り）、河川、人孔等の公共施設が明記されていると、申請地の位置を判断することが可能

＜参考例：小屋裏物置等＞

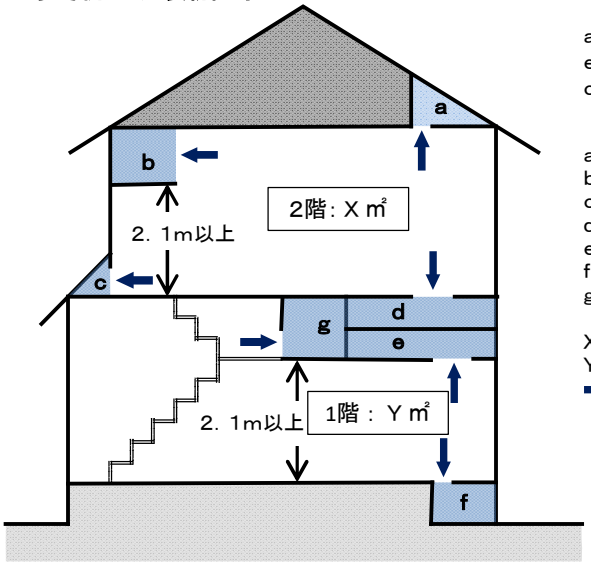

a＋b＋c＋d　＜　X／2
e＋f＋g　　＜Y／2
c＋d＋e＋g　＜　X／2　かつ　Y／2

a：2階小屋裏物置の水平投影面積
b：2階物置の水平投影面積
c：2階から利用する1階小屋裏物置の水平投影面積
d：2階床下物置の水平投影面積
e：1階天井裏物置の水平投影面積
f：1階床下物置の水平投影面積
g：階段等から利用する1階天井裏物置の水平投影面積

X：2階の床面積
Y：1階の床面積
➡：物の出し入れ方向

※個々の具体的な事例における小屋裏収納等の判断については、建築指導課（℡077-528-2774）に確認ください。

「2022年度版　建築確認のための基準総則の適用事例」 発行：一般財団法人建築行政情報センター　より出典